

ワーキンググループの設置について

平成 24 年 5 月 28 日
文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会決定

1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」（平成 24 年 4 月 27 日文化審議会国語分科会長決定）2 の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
指導力評価に関するワーキンググループ	(1) 「生活者としての外国人」に対して日本語指導を行う者の指導力評価の在り方について (2) その他
課題整理に関するワーキンググループ	(1) 日本語教育に関する諸課題の整理について (2) その他

2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は日本語教育小委員会の主査が指名する。
- (2) 各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、日本語教育小委員会が定める。

3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。